

## 第32回 埼玉県景観審議会 〈議事録〉

日時：平成21年6月18日（木） 午後1時30分～午後2時41分

会場：埼玉県民健康センター 大会議室A

出席者：（審議会委員）◎伊藤庸一、大野美代子、加藤仁美、佐谷和江、杉山朗子、藤原梯子、八代克彦、  
安島博幸、桑子喬、小澤政人、國島徳正（◎は議長）

（事務局） 都市整備部副部長 菊地正明

田園都市づくり課長 能見正、副課長 恩田雅明、主幹 嶋田浩、

主査 有山裕之、主査 持斎康弘、主任 小野寺陽景、主任 毛須知之

### 1. 開会

#### 【事務局説明】

審議会資料の確認。（略）

### 2. 議事及び質疑応答

#### 議題1 埼玉県景観計画の変更について （諮問）

事務局（持斎）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

資料1 埼玉県景観計画の変更について

#### 【質疑応答】

伊藤議長：ただいま、議第の1 埼玉県景観計画の変更について説明がありましたけれども、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

安島委員：埼玉県景観計画の変更という図面がございしますが、この中で圏央道の未開通部分が点線になっています。既に、鶴ヶ島ジャンクションから中央道のほうに向けて開通している分が、何で線が入っていないんでしょうか。

嶋田主幹：県の特定課題対応区域となっている区間が、その点線で示してあるところがございます。その特定課題対応区域というところが今後、圏央道の整備を進めていく地域ということで、鶴ヶ島ジャンクション以西につきましては、既に圏央道の整備が完了しておるということで、県の景観計画上、特定課題対応区域からも外しております。その関係で、点線で示してお

りますものは、今後の整備する圏央道区間ということでご理解いただければと思います。

安島委員：関越自動車道は入っているのに、どうして。誤解を生むかなと思います。

伊藤議長：これは安島委員さんの質問もありましたけれども、前回にこの案件がこの審議会にかかったときに使われている地図がそのままベースになっているので、前回もこうなっていたんです。ですので、我々は全員これを見ながらよしと、こういうことを言ったものですから。

ただ、わかりにくさがあるので、必要であれば細かい線でも入れておいたほうがいいかもしれないですね。

そのすぐ下に、表のようにして分けてあって、今議論しているのは②の特定課題対応区域、圏央道沿線区域というところになるんですけども、その左を見ていくと関越道の以東ということになります。そちら側で西側が山地丘陵区域、一般課題対応区域と、こういう分け方になるんですね。だから、一応そういう分類です。

ほかにはご質問、ご意見は。

はい、どうぞ。

藤原委員：都市開発というか、工場誘致したエリアとか、その中はこういった木を植えるとか、整備がなされているんですが、この一帯は美しい田園地帯だったわけで、農地のほうの整備はここに圃場整備とかありますけれども、水利のこととか、そういったことは農地が農地としてきちんと守れるような整備というか、支援もなされているのでしょうか。それとも、この開

発する部分だけをスプーリング的に出ていかないようにとか、そういうことなのか。この一帯全部を農地と工場ときちんと両方とも。というのは、農家が浮足立っちゃうというとおかしいけれども、やっぱり開発が横まできていますと、そこはそこで農地としてきちんと残すということを目指して、その支援というのはあるんでしょうか。

**伊藤議長**：これは多分、済みません、事務局からまた説明ももらいますけれども、景観計画の中の議論だから景観計画の中で、そういうことは指摘していないんですよね。体積物をコントロールするというぐらいだったと思うんですけども。

**藤原委員**：そう書いてあります。ただ、伺いたいので、この田園都市づくり課さんでは、そういうことも見ていらっしゃるんですか。

**嶋田主幹**：景観計画とは直接かかわりのないところなんですけれども、田園都市産業ゾーン基本方針というのを定めておまして、乱開発の抑止の区域を設定いたしまして、それぞれこういった先導モデル地区周辺につきましては、乱開発の抑止をするような区域ということで、各市町さんで設定をしていただきまして、抑止に向けて連携して協力をしておるところでございます。

**伊藤議長**：そういうことでよろしいでしょうか。一応、多分、知事もそういう了解で、田園環境を残しながら工場誘致エリアを限定して決めて、そこについては十分な景観を保全しようということですよ。

**藤原委員**：ただ、逆にそのまま残すというんじゃなくて、積極的に残す方向にきちんと支援があるのかしら、あったらいいなと思ったもので。

**能見課長**：一応、区分けをさせていただいているんですが、まずちょっと真ん中を開きますと、左側のところにイメージがちょっと書かれています。景観法からいきますと、これは市町村が指定することになるんですけれども、農振整

備計画区域というのを市町村がやることになります。ただ、残念ながら、まだ1つもありません。

だから、こういう手法を使いながら、農地は農地で残しましょうよと。あと、工場地もですね、ただ単に開発で求める緩衝緑地帯というのが周りにつくられることになるんですけども、そこだと緩衝緑地帯のあれがないものから、高木になる木をそこに植えさせてもらいたいと、それは屋敷林というイメージなんですけれども、そういうイメージで工場を余り見えにくくするというフォローはさせていただきます。そういうことで、田園のほうとの話は、そういう整備させていただきます。

それから、あわせて今の資料1の1枚広げていただくカラーページがあって、埼玉県景観計画の変更についてというのがあるかと思いません。この中に、こういうのが入っておりますけれども、経緯のところに平成20年1月21日というのがございます。ここが16市町というふうに書いてありますけれども、この市町と、それから県知事ですが、圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止に向けた共同宣言というふうなことでやりました。多分ですが、工場がここで立地しますと、農家の方が多分資材ですね、そういったものの堆積をボンとしてしまうと困ってしまいますので、そういうことをしてもいいんですが、ある一定の高さにしてくださいというようなことを皆さんにお願いしながらやっていこうというのが今回の特定課題対応地域になっています。

あとは、違反ですとか、いろいろなものがありますので、そういったものも皆さんで協力してパトロールして、抑止をしていきたいと思いますという活動もしております。

以上でございます。

**伊藤議長**：小澤委員お願いします。

**小澤委員**：今回、大規模な開発があって、騎西町を追加するわけですが、例えば今後ほか

の区域でそういう大規模な開発があった場合に、もちろんその市や町と相談をするんでしょうけれども、こういう特定課題対応区域にまた追加をしていくということはあるんですか。

**嶋田主幹**：2以上の市町村にまたがりまして、広域的な課題ということで県が認識をし、各市町さんと協議が整った場合には、新たな特定課題対応区域ということで設定をさせていただくことも可能性としてはあり得るというふうに考えております。

**小澤委員**：今回の場合は、圏央道、これは菖蒲町と騎西町はくっついていますよね。これがもし、例えば隣接しないところというんですか、離れていてどこかの町を通らなくちゃ圏央道に出られないというような地域でも、そういう特定課題対応地域として追加をしていくことがあるのかどうか、その辺ちょっと。

**嶋田主幹**：全く隣接してなくて、別の場所という形になりますと、新たな特定課題対応区域ということで設定をするような形になろうかと思えます。

**小澤委員**：今回、要は菖蒲町を通して騎西町と圏央道にくっついているというようなことから、圏央道の沿線区域というようなことで特定課題対応区域に追加したというようなことで、もし離れていれば、それはまた別の、圏央道とは別の特定課題対応地域というんですか、そういうふうな考えをしていくというようなことですね、わかりました。

**能見課長**：一応、今回は騎西町になるんですが、この基本方針の考え方がインターから半径5キロのエリアをずっと帯状に通しています。つくった当初は圏央道が載っているところの市町だけを特定課題にしたんですが、5キロの範囲でできますので、そのエリアにそういう工場が建ったものですから、今回は騎西町も追加しましょうと。これから離れたところは、また違うこういう区域なり、あるいは市町村が特

定景観行政団体になって、また別なやり方でやるということもあると思います。

以上です。

**小澤委員**：ありがとうございます。

**加藤委員**：前回、出席していないので、よく把握をしていない上で質問させていただくんですが、広域的な形でこういう公共施設を景観計画の中に位置づけるという意味で、非常に興味深く聞いていたんですが、教えていただきたいのが、まずこの田園産業ゾーン基本方針というのは、全く景観計画とは関係なく、もともとあった県の計画ですよね。それで、その中に先導モデル地区というのが位置づけられていたと。それについては、各市町から手を挙げてもらって、申し出によって地区指定をしたということでしょうか。

それで、今回、県の景観計画の中で、そのモデル地区について特定課題対応区域に位置づけたという、そういうことでしょうか。

それから、済みません、その後もありまして、先ほど質問のありました資料の1の4ページ目ですか、最後のページです。そのように位置づけられたものが、景観行政団体にこの周辺の市町がどうなっているかということとの絡みで、要するに景観行政団体になっているところは市町で新たにこういう位置づけもしながら整備をしていくのかどうか。要するに、県と市の整備の関係について、ぜひ教えていただきたいと思ひまして、そういう質問です。済みません、ちょっと今までの経過がよくわかっていないで質問してしまいますけれども。

**伊藤議長**：先導モデル地区の話と、それから県と市町村の景観行政団体の調整の話と2つです。

**嶋田主幹**：まず、田園産業ゾーン基本方針でございますけれども、ほぼタイミング的には県の景観計画の検討と並行して検討され、平成19年に定められたものでございます。田園都市産業ゾーン基本方針は県の1つの事業でございます

けれども、新たな高速道路が県の優良田園地帯を通過して整備されるということで、これに対する景観の取り組みとして、連携して景観計画における対応をとらせていただいたものがございます。

景観行政団体との関係ですが、基本的には各景観行政団体さん、お手元の図で白抜きになっておるところが景観行政団体でございますが、それぞれが景観の取り組みをいただくような形になります。この中でも川越市さんは景観行政団体ということで、この特定課題対応区域の中には含まれていないような状況でございます。

**加藤委員**：わかりました。済みません、凡例をちょっと読み落としていました。白いところが景観行政団体ということですね。

そうしますと、例えば川越市の中で、そういう計画が出てくると思うんですけれども、それと県との調整というのは逐次やっていらっしゃるという理解でよろしいんですか。

**嶋田主幹**：その都度になりますけれども、川越市さんで先導モデル地区が設定されるような場合につきましては、川越市さんに景観に対しての対応をとっていただくような形で調整させていただきます。

**加藤委員**：そうすると、川越市の中には先導モデル地区はないという理解でよろしいんでしょうか。

**嶋田主幹**：1カ所、設定がございます。

**加藤委員**：わかりました。ありがとうございました。

**伊藤議長**：ほかにはよろしいですか。

確認だけしておきたいんですけれども、資料1の2ページ目のところに、先ほど紹介ありました経緯が書かれていましたよね。簡単にいうと、こういう共同宣言とか、先導モデル地区に指定された場合だけが景観計画の町村として含まれるんですか。それとも、独自に指定する

ことはできるんですか。必ず、こういう経緯を踏まえないと、景観計画の区域に編入し切れないんですか、しなくてもあり得るんですか。

**能見課長**：圏央道の場合につきましては、こういう経緯ということではないんですけれども、一応先導モデル地区に位置づけられれば、景観的な問題がありますので。

**伊藤議長**：位置づけられた場合に限って、ここに書かれているということですね。はい、わかりました。

佐谷委員さん、どうぞ。

**佐谷委員**：先ほどご確認があったので、ちょっと繰り返しみたいになるかもしれないんですけれども、今回特定課題対応区域の中の圏央道沿線区域ということで、騎西町が位置づけられるということなんです、基本的には国道122号沿線地区なわけですよ。それで、多分122号はほかのところも通っていて、その沿線地区というのになると思うんですけれども、圏央道のインパクトがほかの122号線沿線には余りないから、今回はこの騎西町を圏央道沿線区域として入れるというような理解でいいんでしょうか。もし、ほかにインパクトが続くのであれば、122号線沿線地域というのを別に設けるという考え方も多分あるんだと思うんですけども、ちょっとその辺の沿線の整備をもう1回教えていただければと思います。

**能見課長**：まず特定課題対応地域で指定しているのは、これ埼玉県が景観行政団体であるということがまず1つあります。それから、圏央道につきましては鶴ヶ島ジャンクション以東につきましては24年度に中心として工事が進められておりますよという2つあります。圏央道について、新しくできるインター周辺というのは、結構工業とか流通だとか、そういったものが立地しやすい場所になりますので、景観行政団体としての県がその部分を責任を持って、圏央道について整備、周辺についてはやりましょうと。

先ほど言いましたように、インターチェンジ周辺の5キロを指定しております。それが帯状につながってくるんですけれども、方針の、また開いていただきますと、バツと開いていただいて右から2枚目のところになるかと、2ページ目のところですか、右側から2つ目のところですか、このページになります。

先導モデル地区にしましょうかという場所については、一応5キロの範囲を帯状に指定しながらも、インターチェンジ周辺タイプというのはインターチェンジからおおむね1.5キロぐらいのところに工場が立地される場合、それから広域幹線沿道タイプというので、これが今122の沿道タイプということで、騎西町がこれに対応していて、インターからおおむね5キロぐらいの範囲に入っていますので、その範囲にあって、なおかつそういう沿道につくられた場合であれば、今回の圏央道のタイプとして特定課題に入れましょうと。

それから、3つ目が同じエリアの中で既存工業団地がありまして、そのこの拡幅するタイプもございまして、その3タイプを圏央道エリアでは先導モデル地区を設定していくという方針のもとにやっております。122号がずっと北のほうまで続くじゃないかと、そこにも立地するのかというと、圏央道の関係のプロジェクトとしては、その5キロの帯の範囲の中でしていきますので、その範囲として特定課題を設定していくという意味合いになっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**伊藤議長**：景観計画の本旨からすれば、県全域にかかってもいいという感じもしないでもないんですけれども、現行では、この特定対応区域ということでよろしいですよ。

ほかにはよろしいですか、大体意見も出そろったということで構いませんでしょうか。

それでは、ただいまの議題の1、埼玉県景観計画の変更については多々の意見がありましたけれども、いずれもご了解ということになり

ましたので、これについては意見なしということですのでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、次第に従ひまして、次の案件ですけれども、報告事項になります。1が彩の国景観賞2009の作品募集についてです。これについて事務局より説明をお願いいたします。

## 報告1 彩の国景観賞2009の作品募集について（報告）

事務局（小野寺）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

**資料2** 彩の国景観賞2009の作品募集について

**伊藤議長**：ありがとうございます。

関連して、先日、景観フォーラムが開かれて、これで行きますと宮代の顔プロジェクト、四季の丘と、それから秩父のほっとすぽっとでしたか、それと横瀬の棚田の受賞者の方に来ていただいて講演をお願いしました。こちらから、大野委員さんと佐谷委員さんがコメントャーで出ていただいて、自画自賛ですけれども、大変好評だったというふうに思っておりますが、またそういう機会が埼玉の景観賞が広まっていくといいかなというふうに期待をしております。

ただいまの景観賞2009の案内についてのご意見、ご質問などがありましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、たくさんの応募を期待することをお願いをしたいと思います。

続きまして、報告事項の2になりますけれども、埼玉県公共事業景観形成指針の施行についてを事務局から説明をお願いいたします。

## 報告2 埼玉県公共事業景観形成指針の施行について（報告）

事務局（持斎）が説明。

（以下、説明内容は省略。）

**資料3** 埼玉県公共事業景観形成指針の施行について

**伊藤議長**：ただいまの内容については、資料4の第31回埼玉県景観審議会でご意見をお聞きいただきまして、その後、議長と副議長、八代先生と2人で最終確認をするということになりましたので、最終確認をして終了しております。それで、既に先ほど説明がありましたように、もう5月からこれを実施しておりますので、改めて意見をいただいてもよろしいんですけども、次に修正版をつくる際の参考意見ということで、もし意見がありましたらお願いをいたします。どうぞ。でも、大変わかりやすくなったと思いますけれどもね。

これは、こういうホチキス状で使うんですか。攻略本と書いてあるものなんです。アドレスが入っていませんね。

**持斎主査**：済みません、そちらのほうは記入するようにいたします。今現在入っておりませんが、先日掲載いたしましたので、そちらは記入するようにいたします。

**伊藤議長**：いかがでしょうか。大体でき上がると安心してしまうものですが、これはぜひ、既に調べて幾つかもう候補がありそうだということでしたよね。実施をしていく段階で、今拾っている最中かな。

**持斎主査**：そうですね、今後これを運用していくに当たりまして、アピールシートの対象工事というものが当然出てくるわけなんです。先日、県庁内の建設工事を所管している担当課ですね、11部局27課に対して照会をさせていただきました。現在、これにつきましては回収中ございまして、うちもう既に24課から回答がきております。現在のところ、対象の工事が679件、それから設計委託が79件、これについてはアピール

シート記入の対象となってくるということになります。

**伊藤議長**：ということです。

はい、杉山委員。

**杉山委員**：色使いということで恐縮なんです、2つありまして、ほかにもあると思うんです。残念な事例というところで、このオレンジ色、みかん色に。39ページです。残念な事例という解説編のところ、この残念な事例というのちょっと読み取りにくいかなと、色使いがみかん色の上にこのオレンジ文字というのが、初めちょっと私よくわからなくて何だろうなんて思ったくらいに、パッと文字が読みにくいなんていうのがあるので、せっかくなのでご検討いただきたいなど。

実は、ちょっと本編のこの、このインデックスのところも、本当はこれで白抜き、かなり読みにくいというのも実は私若干気になるので、これはまあ見えるかなという気もしたんですけども。

それと、もう1点、このアピールシートのところの56、55も引かかるな。55と56以降のところ、この朱の色で細い明朝で斜体になると、非常に読みにくいというか、何でしょう、老眼鏡かけていけばいいんですけども、ちょっと申しわけないんですけど、やや細めにおしゃれな感じの書体でいいのかなとは思ったんですけども、たまたま57ページのほうはゴシック系の文字になっていて斜体、せめてこのぐらいの太さは欲しいかななんていうふうに、先ほど55ページでも言ったのは、そのフローシートの中の中ごろに、景観形成上特に重要なものという、わざわざ赤で書いているんですけども、これもほぼ読めないんじゃないかなというように、やはりこれポイント数でいうと10級とかまでいっていない感じ、9ポぐらいですか。普通、やっぱり11とか12とかね、一般の方が読む資料ですと、実は少々字の大きさ、太さなどは、いろいろな方がいらっしゃるの、近視、乱視

等々も皆さんいらっしゃるので、少し工夫していただけたらなという希望です。中身というより、ちょっと済みません。

**伊藤議長：**じゃ、それはウェブ上のは直せるから、少し読みやすく。

**持斎主査：**ありがとうございました。参考にさせていただきます。ポイントや文字の色については修正できる部分については修正するようにしたいと思います。

**伊藤議長：**じゃ、その辺よろしく願いいたします。読みやすさをね。

それで、今幾つ、数忘れましたが、大変な数がもう上がっているようですので、次期の委員会あたりでどうするかという議論になりそうですね。心構えをよろしく願いいたします。

特にご意見、ほかにございませんでしたら、これはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そういたしますと、きょう予定をされている報告事項3は終了ということになりますので、4、その他はありますか。大きい4、その他は特にない。

**能見課長：**ありません。

**伊藤議長：**そうですか、大分早い時間で進んでおります。ありがとうございました。

としますと、私の仕事はこれで終わりということになるんですけれども、実はきょうが最終回ということになりまして、おかげさまで私2期4年、何とか皆様の応援でやってこられました。ありがとうございました。同時に、2期4年の方々の委員さん、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

ご存じのように、最初にアクションプランをつくと、それから景観条例をつくる、結構大事の仕事を一気にこなした記憶があります。大変いい形で県の景観行政が進み始めているというふうに思っております。これから委員を終わるわけですが、いろいろな機会でもた

県の景観形成について応援をしていきたいと思っておりますし、ウェブで時々チェックをしてメールでも入れるようにしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

### 3. 閉会

**事務局：**それでは、本日は大変ありがとうございました。次回、第33回の審議会につきましては7月の下旬ごろを目途に開催する予定でございます。再任をお願いしております委員の方々につきましては、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第32回埼玉県景観審議会を閉会させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

議事録署名欄

議 長

印

氏 名

印

氏 名

印